平成２４年（フ）第３９号
福岡県筑後市大字蔵数579番地１　ますや住宅
債務者　坂本美智子
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第５５号
福岡県田川市丸山町1519番地６　霞ハイツ22号
債務者　安藤美智子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１４８号
宮崎市花ケ島町大原2337番地　県営住宅２棟103号
債務者　新田　優子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６８５４号
東京都杉並区上荻２丁目34―12―105
債務者　伊藤明日香
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９３６号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目28―４―202
債務者　石川　有子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９８４号
東京都杉並区井草２丁目26―12
債務者　鈴木　純子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９８７号
東京都杉並区高円寺南５丁目10―２―102
債務者　吹野　直子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９９２号
東京都杉並区久我山５丁目25―７―203
債務者　山田　直美
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９９７号
東京都豊島区池袋２丁目24―８　三思館16号
債務者　谷中　真二
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７００１号
東京都大田区蒲田３丁目17―４―103
債務者　新澤真佐恵
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１３号
東京都豊島区東池袋３丁目20―20―202
債務者　影山　孝子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１４号
東京都大田区仲六郷１丁目10―１―917　谷口方
債務者　原田　武志
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１５号
東京都練馬区豊玉北５丁目１―１―202
債務者　菅野　昭一
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１８号
神奈川県平塚市徳延192
債務者　工藤　　馨
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１９号
東京都町田市本町田2856―１
債務者　齊田　　操
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０２０号
東京都羽村市双葉町２丁目３―19
債務者　飯塚　千夏
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部